



国際評価基準審議会 (IVSC)の年次総会など について —新組織のメンバーの選任 及び評議員の交代—

IVSC評議員

やま だ たつ み
山田 辰己

1 はじめに

国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: IVSC) の年次総会、評議員会、国際評価基準理事会 (International Valuation Standards Board: IVSB) 及びアドバイザー・フォーラム・ワーキンググループ (Advisory Forum Working Group) などの会議が、2016年10月10日から12日までインドネシアのバリ島のイナヤ・ホテルで開催された。IVSCの総会は、毎年10月に開催され、アジア、アメリカ及び欧州の3拠点を順番でまわることとなっている。

総会では、評議員会からの提案がほぼそのまま承認されたので、本稿では、主に評議員会での議論を中心に報告を行う。

2 新組織のメンバーの選任

IVSCは、2015年10月の総会で、国際評価基準 (International Valuation Standards: IVS) の品質の改善及び各国の評価専門職業組織 (Valuation Professional Organizations: VPOs) との対話の増進によるIVSへの

支持の拡大などを目指して、IVSCの組織の見直しを行うことを決定し、その後、新組織の組成に向けて作業を続けてきた。

今回、指名委員会から新たに組成される基準レビュー理事会 (Standards Review Board: SRB)、並びに、その下に組成される有形資産理事会 (Tangible Board: TB) 及び企業評価理事会 (Business Valuation Board: BV) のメンバーの候補者について、それぞれ、9名、7名及び8名の提案があり、これが承認された。このうち、BVには、日本から公認会計士の岩田宜子氏が選任された。

TBでは不動産及び機械設備に関するIVS、BVでは企業評価に関するIVSの基準案を作成することになるが、IVSとしての承認の権限は、SRBが有している。なお、TBとBVの議長は、基準レビュー理事会のメンバーとなることになっている。

これらの新組織は、現在、IVSを設定する権限を持っているIVSBが2017年版IVSの作成を終了した後、2017年3月ごろから活動開始が予定されている。

なお、同じく今回の組織改革で新設された会員及び基準認識理事会 (Member & Standards Recognition Board: M&SRB) の人選は、2016年

9月に行われ、第1回の会合が、2016年10月に開催されている。M&SRBには、日本不動産鑑定士協会連合会から水谷賀子氏がメンバーとして選任されている。M&SRBは、その名称が示すように、会員(特にVPO)との意思疎通をこれまで以上に緊密化することによって、VPOとの良好な協力関係を構築し、IVSの各国への浸透及び認知度の向上を図ること目標としている。また、各国の資格とは別

に、国際的に通用する新たな鑑定人の職業資格の開発も長期的な目標としている。なお、M&SRBでは、現在、IVSCが有している6つの会員カテゴリー(例えば、評価専門職業組織会員(VPO Member)や非営利組織会員(Institutional Member)など)の見直しを考えており、会員の現状を把握するための質問形式による調査を行う予定にしている。

新組織のメンバーの一覧は【表1】に

示すとおりである。

3 評議員の交代

今回の総会で5名の評議員が退任するため、その補充として、3名の評議員が新たに承認された。Kathleen Casey氏(米国)は、HSBCの社外取締役であり、前職は、米国証券取引委員会(SEC)の委員である。Anton Colella氏(英

【表1】新組織のメンバー

所属	氏名	出身国	所属機関
SRB	Mark Zyla (Chair)	USA	Acuitas
SRB	Andreas Ohl	USA	PwC
SRB	Leigh Miller	USA	EY
SRB	Ben Elder	UK	RICS
SRB	Roy Farthing	Australia	EY
SRB	Ahmed Sabry	Saudi Arabia	TAQEEM
SRB	Mauro Bini	Italy	Bocconi University
SRB	Ian Jedlin	Australia	KPMG
SRB	Olivier Peronnet	France	FINEXSI
TB	Ben Elder (Chair)	UK	RICS
TB	Chris Stanley	New Zealand	NZ Property Institute
TB	Larry Dybvig	Canada	Grover Elliott
TB	James Gavin	USA	Duff & Phelps
TB	Rengganis Kartomo	Indonesia	MAPPI
TB	Dirk Hennig	Germany	PwC
TB	C.K. Lau	Hong Kong	JLL
TB	Claire Magowan	UK	Savills
BV	Andreas Ohl (Chair)	USA	PwC
BV	Robert Boulton	Canada	CICBV
BV	Jouky Chang	USA	Duff & Phelps
BV	Jay Shaw	New Zealand	Grant Thornton
BV	Diana Nikolaeva	Bulgaria	EY
BV	Jan Marek	Czech Republic	Deloitte
BV	岩田宣子	日本	KPMG
M&SRB	Eric Teo (Chair)	Singapore	IVAS
M&SRB	Aart Hoordjik	Netherlands	NRVT
M&SRB	Allan Beatty	Canada	AIC
M&SRB	Eleanor Joy	Canada	CICBV
M&SRB	George Badescu	Romania	ANEVAR
M&SRB	Jeannette Koger	USA	AICPA
M&SRB	Jiang Wei	China	CAS
M&SRB	Ken Creigh ton	Global	RICS
M&SRB	Phil Western	Australia	API
M&SRB	水谷賀子	日本	日本不動産鑑定士協会連合会

国)は、スコットランド勅許会計士協会のCEOであり、GAA(Global Accounting Alliance)の議長でもある。Alan Johnson氏(ポルトガル)は、Jeronimo Martins SGPSの社外取締役で、国際会計士連盟(IFAC)などの仕事に携わっている。なお、2015年の総会以降に2名の評議員が選任されているので、彼らが選任されたことも上記3名が選任されたことと併せて総会で報告された。Tom Seidenstein氏(米国)は、Fannie Maeに勤めており、Howard Weston氏(カナダ)は、オンタリオ証券委員会の前議長及びCEOである。

このほか、指名委員会は、VPOを代表する人物を評議員会に加えるべきと考えており、現在、その候補者を募集中である(締切りは2016年12月20日)。

4 金融商品の評価基準

金融商品に関するIVSは、現在でも存在しているが、IVSCは、金融商品の評価基準の改善が必要だと考えており、ここ数年の間、金融界や規制当局にそのような評価基準の改善の需要があるかどうかを見極めたうえで、金融商品理事会の

設置を決定することとしていた。2016年10月に、証券監督者国際機構(IOSCO)からIVSCがこのプロジェクトに着手することに対する支持が得られ、今後、規制当局及び金融機関のリスク管理や評価の専門家との会合を持つ予定であることが評議員会に報告された。

5 IVSBの活動状況

IVSBでは、現行規定である2013年版IVSを、2016年末をめどに改訂し、2017年版IVSとするための作業を行っている(検討項目は、【表2】のとおりである)。その進捗状況について、議長のSteven Sherman氏から評議員会に報告があった。特に、今回、公開草案に含まれているが、最終基準では削除するとされていた「結論の根拠」を最終基準でも残すことにしたことが報告された(IVSの利用者にとって、基準開発の経緯を分かりやすくすることが重要との判断による)。IVSは、フレームワーク、一般基準及び資産等別基準の3つからなる。評価に関する一般的な事項は、一般基準で規定されているが、評価対象である基準ごとに一般基準をどのように適用するかといった具体的

な評価方法は、資産等別基準の中で定められている。IVSが規定する対象資産は、不動産や事業のみならず、無形資産や機械設備などを含み、さらに、金融商品も包含している。

6 IVSのアドプション

総会の直前に開催されたVPO関係者との意見交換の場であるアドバイザー・フォーラムの議論の中で、各国において、「IVSのアドプション」に対する考え方が必ずしも統一されていないことが判明した。ある国では、細かい規定を置いていないIVSに加えて、自国で独自のガイドランスを作成している又は法律などによってIVSの中の特定の評価方法のみが適用を強制されているといった状況があるとのことで、IVSのすべての規定に従わなければIVSに準拠しているとはいえないという考え方が、共通認識となっていないことが明らかになった。この問題は、各国の実務慣行とIVSの関係を整理することの必要性を示唆しており、今後、IVSCとして検討が必要であることが認識された。

7 日本公認会計士協会の加盟

日本公認会計士協会は、2016年6月にInstitutional Memberとしての加盟を申請していたが、加盟が認められたことが総会の場で報告され、IVSCから井上浩一日本公認会計士協会常務理事に会員証が手渡された。

8 2017年の総会

2017年の総会は、2017年10月9日から11日まで、メキシコのメキシコシティで開催されることが総会で報告された。

【表2】 検討中の2017年版IVSの概要

IVS等の種類	具体的な基準
はじめに及びIVSフレームワーク	—
IVS一般基準	IVS101 業務の適用範囲
	IVS102 業務の実施
	IVS103 報告
	IVS104 価値の基礎
	IVS105 評価のアプローチと方法
IVS資産等別基準	IVS200 事業と事業権益
	IVS210 無形資産
	IVS300 機械設備・装置器具
	IVS400 不動産権益
	IVS410 不動産の開発
	IVS500 金融商品